

【案件 1】

鳥取駅—第二いなば墓苑間の乗合タクシーの
運行計画について

日本交通株式会社

鳥取駅－第二いなば墓苑間 乗合タクシー運行計画について

1. 一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する標準処理期間
(中国運輸局長公示第176号(H14.1.17付)2.に掲げる協議
○事業計画変更認可(道路運送法第15条第1項)について(一般乗合事業の既存許可事業者)
路線の新設以外のもの
生活交通会議で協議が調った事案
標準処理期間が2ヶ月 ⇒ 1ヶ月を目途

(説明)

- ・平成24年4月1日から実施するため。

事業者

鳥取市雲山219番地

日本交通株式会社 代表取締役 澤 志郎

鳥取市生活交通会議

会長 谷本 圭志 様

所在地(住所) 鳥取市雲山219番地

名称(氏名) 日本交通株式会社

代表取締役 澤 志郎



鳥取駅ーいなば墓苑間の乗合タクシー運行計画について

今般、下記のとおり鳥取駅ーいなば墓苑間の乗合タクシー運行を運行日を変更し、今年も引き続き運行致したく計画しておりますが、お取り計らいの程、何卒よろしくお願い致します

記

1. 運行事業者

日本交通㈱
鳥取市雲山219番地
代表取締役 澤 志郎

2. 運行計画概要

(1) 営業の種類 一般乗合旅客自動車運送事業 (乗合タクシー)

(2) 営業の目的 市営のいなば墓苑及び第二いなば墓苑の利用者の交通手段を確保し、利便を図る。

(3) 事業概要 平成24年4月1日～平成25年3月31日の毎週日曜日と彼岸(9月21日、9月22日、3月19日、3月20日)及び盆(8月13日～8月15日)に、鳥取駅から第二いなば墓苑(いなば墓苑経由)までの間を、事前予約型乗合タクシーで1日2往復運行する。

(5) 運行時刻

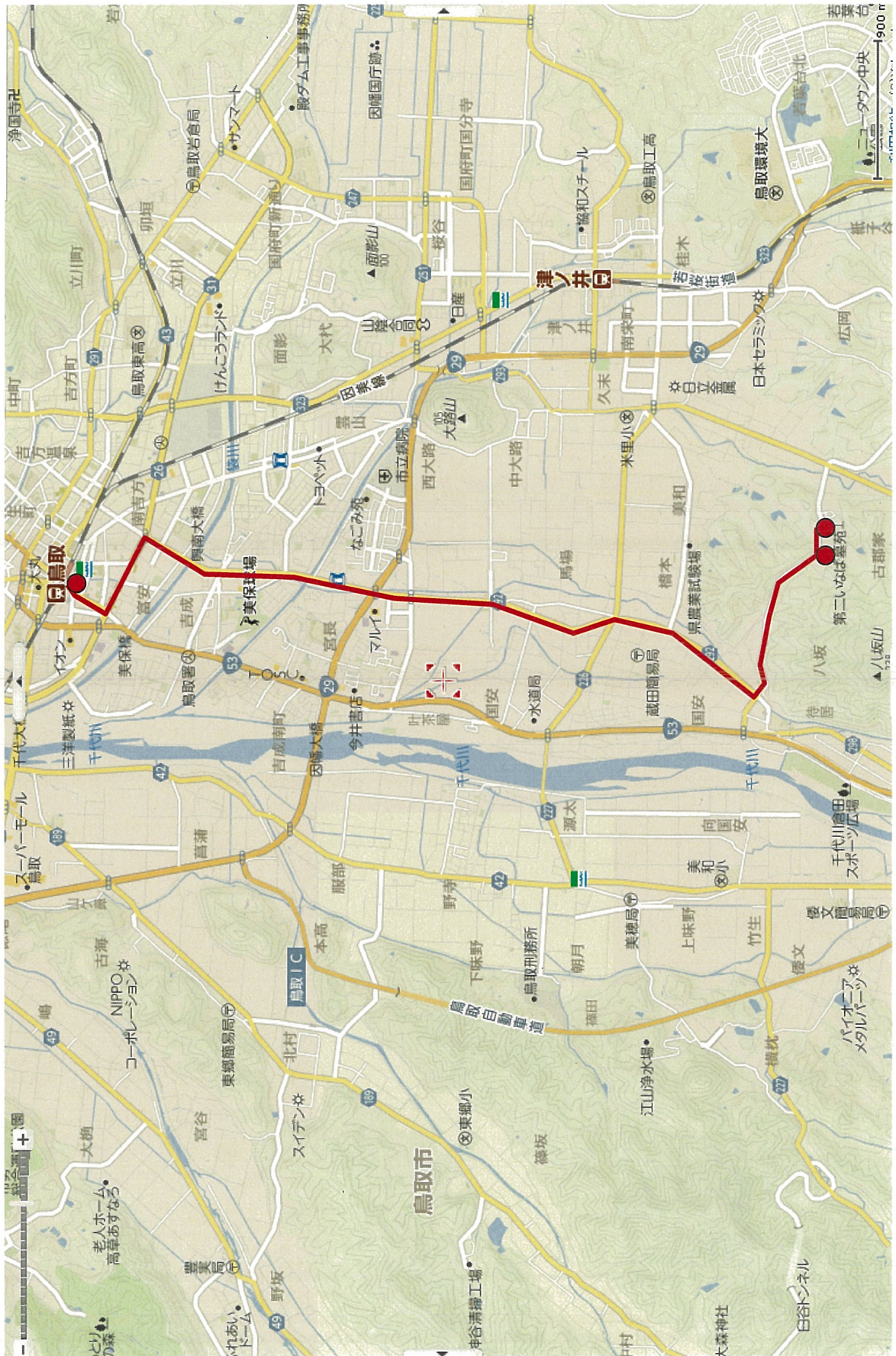
	鳥取駅南口(発)	いなば墓苑(着)	いなば墓苑(発)	鳥取駅南口(着)
1便	10:00	10:20	11:20	11:40
2便	13:30	13:50	14:50	15:10

(6) 運賃

大人340円 小人170円

身体障害者、知的障害者、児童福祉法の適用を受ける者、精神障害者及び介護人・付添人(当社において介護・付添を必要と認める場合)については、その半額

鳥取駅ーいなば墓苑間の乗合タクシー路線図



鳥取駅ーいなば墓苑間の乗合タクシー利用状況

日本交通株式会社

運行期間：H23.3/6～H24.3/31の日曜日、H23.3/21、8/13～8/15、9/22、9/23、H24.3/19、3/20

乗車実績:		実働(台数)	回数(便数)	乗客数	平均乗車人数
	H23.3	3	10	16	1.6
	4	2	4	4	1.0
	5	3	6	8	1.3
	6	2	4	4	1.0
	7	2	6	10	1.7
	8	3	6	16	2.7
	9	4	12	26	2.2
	10	2	4	8	2.0
	11	1	2	4	2.0
	12	0	0	0	0.0
	H24.1	0	0	0	0.0
	年間計	22	54	96	1.8

H23.12月～H24.1月は利用なし

(案)

発生交第 号
平成24年2月 日

中国運輸局 鳥取運輸支局長 殿

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項並びに中国運輸局
公示第69号(H18.9.29付)4.に掲げる協議が調っていることの証明書

平成24年2月16日付け鳥取市生活交通会議において、下記事項に関し、協議が
調ったことを証明する。

1. 協議が調っている路線又は営業区域

- ・いなば墓苑線

2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間

- ・鳥取駅～第二いなば墓苑間 (鳥取駅—いなば墓苑—第二いなば墓苑)
本区間はデマンド運行とする。

3. 協議が調っている運賃(料金)の種類、額及び適用方法

乗車1回あたり大人340円、小人170円

(身体障がい者、知的障がい者、児童福祉法の適用を受ける者、精神障がい者及び介
護人・付添人(事業者において介護・付添を必要と認める場合)については、そ
の半額)

4. 適用する期間又は区間

- ・適用する期間

平成24年度の運行日は、平成24年4月1日～平成25年3月31日の間の
日曜日及び8月13日～15日、9月21日・22日、3月19日・20日の間
の毎日とする。

5. その他の条件を付す場合には、その条件

(1) 運送の主体の名称、住所、代表者

- ・日本交通㈱ 鳥取市雲山219番地 代表取締役 澤 志郎

(2) 使用する自動車の乗車定員

乗車定員11人未満とすることができる。

平成23年2月 日

鳥取市生活交通会議
会長 谷本圭志